

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書（概要）

第1章 附属小学校に関する事項

◆ 出願に関する事項

(1) 応募資格

ア 4月に小学校第1学年の入学の学齢にある者

開校初年度の平成34（2022）年度の対象は、平成27年

4月2日から平成28年4月1日までに出生した者

イ 出願時に、指定した通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、指定した通学区域内から通学することが可能な者

(2) 出願書類

ア 入学願書

イ 住民票記載事項証明書

ウ 入学時に通学区域に居住することが確認できる書類
(出願時点で通学区域外に住所を有している場合)

エ その他、入学者決定に必要とする書類

(3) 通学区域

児童にとって負担過重とならないよう、小中高一貫教育校までの所要時間が40分以内にある鉄道の駅やバス停を含む区市町村又は地域を、通学区域とする。

◆ 入学者決定方法

(1) 募集人員

80名（男子40名、女子40名）

(2) 入学者決定の流れ

第1次 (抽選)

- 受検者が一定の応募倍率を越えた場合、抽選を実施し、第1次（抽選）当選者を決定し、第1次（抽選）当選者は、第2次（適性検査）を受検することができる。

第2次 (適性検査)

- 都立小中高一貫教育校の教育理念及び教育方針に基づき構成した適性検査を実施
- 検査方法（実施日数や時間等）は、受検者にとって負担とならないような内容で設定
- 検査内容は、5歳児の発達の段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成。都立小中高一貫教育校の「生徒の将来の姿」と照らして設定した能力等を把握することができる内容とする。
- 検査時のグループ分けは、男女混合グループを基本とする。
- 評価は、評価項目（例：コミュニケーション能力等）ごとに適性の有無等を総合的に判定
- 一定の基準を満たした受検者を第2次合格者とする。

第3次 (抽選)

- 第2次合格者が募集人員を上回っている場合は、第3次（抽選）を実施し、最終合格者を決定
- 抽選で最終合格者とならなかった受検者については、繰上げ合格の順番を決定し、入学候補者（最終合格者のうち、入学手続きをした者）が募集人員に満たない場合に、繰上げ合格者を決定

第2章 公表及び開示に関する事項

◆ 適性検査関連資料の公表及び開示

(1) 適性検査の基本方針の公表

都立小中高一貫教育校の教育理念、教育方針等の適性検査の基本方針について、公表する。

○ 教育理念

次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸長させるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

○ 教育方針

- ・ 自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てる。
- ・ 世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させる。
- ・ 日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てる。
- ・ 異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を創造する力を育てる。

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会 報告書」（平成29年3月）【抜粋】

(2) 適性検査の問題の公表

受検者本来の姿を可能な限り評価することができるよう、適性検査の問題は公表しない。

ただし、出題方針等、公表できる範囲等については、今後更に検討する。

(3) 適性検査結果の開示

適性検査結果の開示については、受検者に与える影響など様々な観点から、引き続き検討する必要がある。

第3章 転学・編入学に関する事項

◆ 在籍していた児童・生徒の転学・編入学

(1) 転学・編入学の資格

次のアからウまでの全てに該当する者とする。

- ア 保護者の転勤等により、やむを得ず、通学区域外へ転居し、附属小学校及び中等教育学校を転学・退学した者で、かつ、附属小学校及び中等教育学校第8学年までに転学・編入学する際に、指定の通学区域内に居住し、通学することが可能な者
- イ 附属小学校及び中等教育学校から転学・退学する際に、附属小学校及び中等教育学校へ転学・編入学する旨をあらかじめ伝えた者で、かつ、学校が指定した期日までに転学・編入学する意思を再度、当該校へ伝えた者
- ウ 学習状況等を確認した上で、校長が適性を認めた者

ただし、通学区域内に再度居住した時に、本校への転学・編入学の手続きを行わなかった場合又は他の学校に転学・編入学した場合は、その資格を失う。

第4章 中等教育学校に関する事項

◆ 中等教育学校の入学者決定

(1) 附属小学校からの内部進学

- ア 附属小学校は、内部進学に当たって児童にとってより良い選択ができるよう、保護者と丁寧に面談を重ねながら共通理解を図る。
- イ 附属小学校は、児童の学習の習熟度について確認し、十分な支援を行う。

(2) 他の小学校からの進学

- ア 応募資格、出願書類等、出願に関する事項は、原則として、他の都立中等教育学校及び都立中学校と同様の取扱いとする。
- イ 適性検査は、都立中等教育学校の実施方法に沿いつつ、教育課程の特色も考慮し、実施内容を決める。
- ウ 募集人員は、原則80名であるが、附属小学校からの内部進学者に欠員（転学等をし、再度編入学する可能性のない者）が生じている場合には、その人数分追加して募集する。

(2) 出願書類

- ア 一般枠共通
 - ・ 入学願書
 - ・ 住民票記載事項証明書
- イ 海外帰国児童
 - ・ 帰国後の在住期間が入学日現在、1年以内であることを証明する公的機関発行の書類
 - ・ 保護者とともに1年以上海外に在住していたことを証明する書類
- ※ 海外在住証明書（保護者の勤務先企業代表者が証明する書類等）
- ウ 在京外国人児童
 - ・ 外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類
 - ・ 入国後の在日期間が入学日現在、1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

(3) 募集人員

- ア 海外帰国児童・在京外国人児童の募集人員は、附属小学校募集人員（80名）の内数とする。
- イ 海外帰国児童・在京外国人児童の募集人員は、男女を問わないものとし、いずれかに偏った場合、一般枠で調整する。
- ウ 入学予定者が募集人員に満たない場合、一般枠で調整する。
　　海外帰国児童・在京外国人児童での繰上げ合格及び同枠での第二次募集、編入学は行わない。
　　具体的な人数については、引き続き検討を進める必要がある。

◆ 中等教育学校の海外帰国生徒・在京外国人生徒枠募集の応募資格・出願書類・募集人員

原則として、都立中等教育学校及び都立中学校と同様の取扱いとする。

第5章 海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒に関する事項

◆ 附属小学校の海外帰国児童・在京外国人児童枠募集の応募資格・出願書類・募集人員

(1) 応募資格

- ア 一般枠共通
 - ・ 4月に小学校第1学年の入学の学齢にある者
 - ・ 出願時に、指定した通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き指定した通学区域内から通学することが可能な者
- イ 海外帰国児童
 - ・ 日本国籍を有する者で、保護者とともに1年以上海外で生活し、入学日現在、帰国後1年以内の者
- ウ 在京外国人児童
 - ・ 外国籍を有する者で、入学日現在、入国後の在日期間が1年以内の者